

「カニ」の送りつけ商法にご注意

2013 年 1 月 15 日号

電話で「カニは好きですか？産地直送で送ります」と勧誘を受け、断ったにもかかわらず、後日カニと請求書が届いたなどのトラブルが全国各地で発生しています。

突然の電話に不意をつかれ、以前に購入したことのある事業者と勘違いして購入するケースも少なくありません。

注文した覚えのない商品が一方的に送りつけられた場合は受取拒否をしましょう。万が一受け取っても、購入の意思表示をしていなければ、支払義務も返送義務もありません。「代金引換」でお金を支払ってしまうと購入の意思があったとみなされるので注意が必要です。カニだけでなくりんごなどの生鮮食料品も契約書面受領後8日間以内はクーリングオフができます。

不要ならきっぱりと断りましょう。あいまいな対応は厳禁です。